

Hiカード+会員規約

第1条（会員資格）

会員とは、16歳以上の個人で、本規約を承認の上、原則として申込者自筆により入会を申し込まれ、株式会社ヒラキストア（以下、「当社」という）が入会を承認した方をいいます。

第2条（カードの貸与と取り扱い）

- 本規約に定めるカードは、Hiプリカサービスの機能を有するHiカード+およびHiカード（以下これらを総称して「カード」という。）とします。
 - 当社は、入会申込時等に会員1名につき、カードを1枚発行し貸与します。なお、カードの所有権は、当社に属します。
 - 会員は、カードを貸与されたときは直ちにカードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意義務を持ってカードを使用・保管するものとします。
 - カードは券面記載の会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入等の担保提供をすることはできません。
 - カードは会員が退会するか、もしくは会員の資格が喪失されるまで有効とします。

第3条（カード再発行）

- カードを紛失・盗難された場合は、再発行手数料として100円（税込）を申し受けます。その際、旧カードは自動的に失効するものとします。
- カードを破損・磁気不良の場合は、旧カードと引換えにカードを再発行するものとします。

第4条（会員の特典）

- 株式会社ヒラキストアの店舗において、精算前にカードを提示いただいた場合に限り、本規定に従い会員にHiカードポイントを加算し、加算されたHiカードポイントを本規定に従い利用できるものとします。
- Hiカードポイントが加算されたお支払いは、現金・商品券・Hiプリカ・その他当社が指定するお支払い方法のいずれか又は、その組み合わせに限りです。
- 精算の際、カードの提示がない場合、Hiカードポイントは付与されないとします。
 - Hiカードポイント加算の対象とならない商品、役券等は以下のとおりとします。
 - テナントでの精算
 - お酒、宅配料金、たばこ、市指定ゴミ袋、テナント商品、レジ袋等
 - 商品券・プリペイドカード・チケット・切手・印紙等の金券類
 - その他当社がHiカードポイント加算の対象外と指定する売場・催事・商品・役券等
 - Hiカードポイントは、他カードのポイントとは、合算いたしません。

第5条（Hiカードポイントの消滅）

Hiカードポイントの最終加算日から1年間、Hiカードポイントの加算がない場合、それまでに積み立てたHiカードポイントは自動的に失効し消滅するものとします。

第6条（Hiカードポイントの利用）

- Hiカードポイントは、500ポイントにて利用と500円分のお買物券として当社の定めた方法にて発行し、指定する利用期限内で当社の定める方法にて利用できるものとします。
- お買物券の紛失・盗難・汚損・破損等による再発行は行いません。紛失・盗難が発生した場合は、発行店および当社は、一切の責任を負いません。

第7条（会員情報の変更）

会員は、住所・氏名・電話番号等の変更があった場合、すみやかに当社に届け出るものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

会員（本条においては、入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在かつ将来にわたっても、次のいずれにも該当しないことを当社に対し確約するものとします。

- 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の従業員、ならびに関係者、総会屋等およびその共生者。
- その他前項1項に準ずる者。

第9条（会員資格の喪失）

- 会員は、本規約に違反した場合、ただちに会員資格を喪失するものとします。その場合、それまでに積み立てたHiカードポイントは自動的に失効して消滅します。
- Hiカードポイントの最終加算日から5年間、Hiカードポイントの加算がない場合、自動的に会員資格を喪失するものとします。

第10条（退会）

会員は、随時退会することができるものとし、退会に際しては、当社指定の届出をするるとともに、カードを返却するものとします。また、退会時に、それまでに積み立てたHiカードポイントは精算せず失効します。

第11条（会員規約等の変更）

本規約に適用する重要な事項・特典等を変更・廃止する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知します。当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合または退会の申し出がなかった場合は、会員が当該変更事項あるいは、新規規約の内容を承認したものとします。

Hiプリカサービス条項

当社所定の申込書へのご署名、またはHiプリカ付きカードへ初めてチャージをされた時点で、本条項を承認されたものとします。

第1条（目的）

本条項は「Hiプリカサービス」について規定するものであり、会員が「Hiプリカ電子マネー」を利用するにあたり本条項が適用されるものとします。なお、Hiプリカサービスに付随または関連するサービスについては、本条項と「Hiカード+会員サイト利用規約」および「個人情報の収集・保有・提供に関する同意条項」が適用されるものとなります。また、当該規約と本条項が相違する場合は本条項の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

- Hiプリカ電子マネーとは、当社が発行し、Hiプリカ付きカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- Hiプリカサービスとは、会員が、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりHiプリカ付きカードにチャージされたHiプリカ電子マネーを利用すること、商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- Hiプリカ機能とは、Hiプリカサービスを受けられる機能のことをいいます。
- Hiプリカ付きカードとは、会員がHiプリカ電子マネーを管理および利用するためのカードで、Hiプリカ機能が付帯され、また本条項末尾に記載されているHiプリカマークを付した証票をいいます。
- チャージとは、第4条に定める方法により、会員がHiプリカ付きカードにHiプリカ電子マネーを加算することをいいます。
- Hiプリカ残高とは、会員が利用可能なHiプリカ電子マネーの量を行います。

第3条（不正使用等の禁止）

会員は、Hiプリカ付きカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

第4条（チャージ）

- 会員は、Hiプリカマークの掲示された当社所定の場所・方法にて、1,000円単位でチャージすることができるとし、
- 会員は、1枚のHiプリカ付きカードに対して、Hiプリカ残高が5万円超となるチャージはできないものとします。

第5条（Hiプリカサービスの利用）

- 会員は、Hiプリカマークの掲示された店舗（以下、「Hiプリカ店」という）でHiプリカサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・切手・印紙類・その他当社が別途定める一部商品について、Hiプリカの利用を制限する場合があります。
- 会員がHiプリカ店でHiプリカサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、Hiプリカ残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとなります。
- 会員は、Hiプリカ店において、商品等の購入または提供を受ける場合、Hiプリカ店の定める方法により、現金その他の支払方法とHiプリカ電子マネーを併用することができるものとします。Hiプリカ残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額をHiプリカ店が定める方法により、支払ふものとします。
- 会員がHiプリカ店において商品等の購入または提供を受ける場合Hiプリカ付きカードの枚数は、1枚に限ります。
- 会員は、Hiプリカサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるHiプリカ残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、Hiプリカ店に申し出るものとします。申し出がなされない場合には、会員は、当該Hiプリカ残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条（Hiプリカ残高の確認等）

- Hiプリカ残高は、Hiプリカサービス利用時のレシート、Hiプリカモバイルサイト（携帯サイト）、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるとします。
- 最後にHiプリカサービスを利用した日および最後にチャージした日は、Hiプリカモバイルサイト（携帯サイト）、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるとします。

第7条（会員資格の有効期限・会員資格喪失後の残高取扱）

最後にHiプリカサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年後の日が属する月の末日をもって、自動的に会員資格を喪失し、同時にHiプリカ残高も喪失するものとします。ただし、新たにHiプリカ付きカードにご入会いただいた場合に限り、当社所定の方法で確認されたHiプリカ残高を新しいカードへ移行し、交付します。

第8条（Hiプリカ電子マネーの合算）

当社が認めた場合を除き、Hiプリカ電子マネーを他のHiプリカ付きカードに移行することはできないものとします。

第9条（Hiプリカサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、Hiプリカサービスを利用すること、ならびにHiプリカ残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- 当社がHiプリカサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- Hiプリカ付きカードの破損、またはHiプリカ店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- その他やむを得ない事由のある場合。

第10条（換金等不可）

第16条の場合を除き、Hiプリカ電子マネーの換金または現金の払戻し対応はいたしません。

第11条（Hiプリカ付きカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

Hiプリカ付きカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたHiプリカ残高が、再発行されたHiプリカ付きカードに引き継がれるものとします。

第12条（Hiプリカ付きカード紛失・盗難等の再発行）

- 紛失・盗難によりHiプリカ付きカードが再発行された場合、当社によるHiプリカ付きカードの利用停止措置が完了した時点のHiプリカ残高が、再発行されたHiプリカ付きカードに引き継がれるものとします。
- 会員がHiプリカ付きカードの紛失・盗難等申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要すると会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前、Hiプリカ残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 会員が紛失・盗難届出時にHiプリカ残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したHiプリカ付きカードに残ったままHiプリカ有効期限を過ぎた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 紛失・盗難によるHiプリカ付きカード再発行時、再発行手数料はHiプリカカード会員規約に準ずるものとします。

第13条（Hiプリカ店との紛議）

- 会員が、Hiプリカサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、会員と当社との間で提供を受けるものとします。
- 前項の場合においても、会員は、当社に対し、Hiプリカ店電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第14条（個人情報の収集・利用）

会員（本条においては、Hiプリカサービスの申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項およびHiプリカサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」という。）を、当社がHiプリカカード会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第15条（条項の変更）

- 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本条項を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、Hiプリカサービスを利用した商品等の購入、Hiプリカ店残高の照会をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1か月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条（Hiプリカサービスの終了）

- 当社は、次のいずれかの場合には、事前に当社所定の方法で会員に通知することにより、Hiプリカサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - 社会情勢の変化
 - ②法令の改廃
 - ③その他当社のやむを得ない都合による場合
- 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、Hiプリカ残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条（制限責任）

第9条に定める理由およびその他の理由により、会員がHiプリカサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等については、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第18条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第19条（業務委託）

当社は、本条項に基づきHiプリカサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

会員は、本条項に基づき取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、訴額のかいにかかわらず当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【Hiプリカ店付きカードに付されるHiプリカマーク】



個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用・許諾）

- カード入会申込者および会員（以下「会員」という）は、株式会社ヒラキストア（以下、「当社」という）のマーケティング活動のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用・許諾することに同意するものとします。
 - ①当社所定の申込書等に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号および会員が申告した事項
 - ②本申込みに関する申込日、契約日、お買上に関する情報
 - ②当社がその業務を第三者に委託する場合に、第1項により収集した個人情報保護措置を講じたうえで当該委託先に許諾することがあります。

第2条（個人情報の利用）

- 会員は、当社が下記の目的のために第1条の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - （利用の目的）
 - ①当社がHiカードポイントを付与する場合、Hiカードポイントの計算と管理
 - ②業務情報あるいは商品のお知らせ、関連するアフターサービスを行うために利用する場合
 - ③市場調査・商品開発を行うために利用する場合
 - ④当社が宣伝物・印刷物の送付等を外部から委託し行うために利用する場合（個人情報を利用する当社の事業と利用の目的）
 - 株式会社ヒラキストアのスーパー運営事業、前払式証券発行事業：①②③④
 - ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットのホームページへの常時掲載、当社本部の事務所の窓口等でのパンフレットの備付・配布等）によってお知らせしております。
- 会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 会員は当社に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- 万一、個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- 当社は、開示等の請求に際して、その実施に要する費用を申し受けることがあります。

第4条（本同意条項に不同意の場合）

当社への個人情報の提供は任意ですが、会員が本申込に必要な記載事項（申込書等に会員が記載すべき事項）の記載をされない場合および本同意条項の内容の全部または一部に同意しない場合、当社は本申込をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が申込をお断りすることはありません。

第5条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。

第6条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問合せや、利用の中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記までお願いいたします。

なお、当社では、個人情報に関する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております。

株式会社ヒラキストア

〒933-0918 高岡市大坪町3丁目7番31号 (TEL) 0766-26-3351

第7条（本申込が不成立の場合）

本申込が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、当該申込の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
会員規約および本同意条項に同意されない場合、またはお選したカードがご不要の場合は、カード利用の開始前にカードを切断の上、当社所定の届出書によりご返却ください。

お問合せ・ご相談窓口

1. 商品等 についての お問合せ、ご相談は、カードをご利用されたHiプリカ店にご連絡ください。

2. Hiカード+会員規約およびHiプリカ電子マネーに関するお問合せ、ご相談等は、Hiカード+会員サイト、Hiプリカモバイルサイト（携帯サイト）を参照いただくか、下記までご連絡ください。

株式会社ヒラキストア

〒933-0918 高岡市大坪町3丁目7番31号 (TEL) 0766-26-3351

受付時間：午前9時から午後5時 00分まで（土日祝日を除く）